

様式第 5 号（第 4 条関係）

私 道 敷 使 用 貸 借 契 約 書

宇和島市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
は私道敷の使用貸借について、次のとおり契約を締結する。

（目的）
第 1 条 乙は、その所有する私道敷のうち次に掲げる土地（以下「土地」という。）
を公共下水道管渠布設用地として、甲に無償で使用させるものとする。

所 在 地	地 目	貸 付 面 積	位 置
		私道敷 ㎡のうち ㎡	別添のとおり。

（使用貸借期間）
第 2 条 土地の使用貸借期間は、公共下水道管渠敷としての用途を廃止するまでと
する。

（権利義務の承継等）
第 3 条 乙が、土地の所有権を第三者に譲渡し、又は土地について制限物件その他
の権利を設定し、若しくはこれらの権利を譲渡する場合は、乙は譲受人その他新
たに権利を取得することとなる者に対し、この契約に基づき甲が有する土地使用
貸借権を承継させ、又は承認させ、当該権利の行使に支障を生ぜしめてはならな
い。

（工作物の禁止）
第 4 条 乙は、当該土地の上に工作物を建築してはならない。

（布設替え又は用途廃止の許可）
第 5 条 乙の都合により、公共下水道管渠の布設替え又は布設廃止を要する場合は、
甲に願い出て許可を受けなければならない。この場合において当該布設替え又は
用途廃止に要する経費は、乙の負担とする。

（損害賠償）
第 6 条 乙がこの契約に違反し甲に損害を与えたときは、乙は甲に対し損害賠償を
しなければならない。

（異議申し立ての放棄）

第 7 条 乙は、土地に布設された公共下水道管渠が他地区の下水に連結されても、
甲に異議を申し立てないものとする。

（公租公課）
第 8 条 当該土地に対する公租公課は、乙の負担とする。

（疑義の解決）
第 9 条 この契約に疑義のある事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各自 1 通を
保有する。

年 月 日

（甲） 宇和島市曙町 1 番地
宇和島市長



（乙） 印